

# 花巻市いじめ防止等のための基本的な方針

平成26年12月

(平成30年3月改訂)

花巻市

## 目 次

はじめに

第1章 「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」の基本的な考え方・・・・・・・・・・p1～4

- 1 いじめの定義
- 2 「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」基本理念
- 3 「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」策定の目的
- 4 いじめの防止等にむけた方針

第2章 いじめ防止等のために市が実施する施策・・・・・・・・・・p4～6

- 1 いじめ防止等のための組織等
- 2 学校支援のための取組
- 3 保護者・地域支援のための取組
- 4 関係部局及び関係機関との連携

第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・・p6～9

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置
- 3 いじめ防止等のための取組

第4章 重大事態への対処・・・・・・・・・・p10～12

- 1 重大事態のとりえ
- 2 重大事態への対応
- 3 留意事項

第5章 その他・・・・・・・・・・p12

- 1 いじめ防止等のための対策に関する事項

## はじめに

花巻市教育振興基本計画では、「花巻の子どもたちの将来に幸せを贈る教育の創造～夢に向かい自らの道を切り拓き、たくましく生きる人づくりをめざして～」を基本目標に、子供たちが将来社会に出たときに、一人一人が生き抜ける力、幸せになれる力をつけさせることを常に念頭に置きながら、活力ある教育環境の中で夢を抱き、知・徳・体のバランス良く、たくましく育つことを目指しています。そして、その達成のために、学校教育においては花巻市学校教育指導指針に、次の指導方針を掲げて教育活動を展開しています。

- 1 確かな学力の向上
- 2 豊かな人間性の育成
- 3 健康・安全教育の推進
- 4 信頼される学校づくりの構築

学校教育は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことにより、その充実が図られるものでありますが、当市におけるいじめの認知件数は、平成23年度は6件、平成24年度は51件、平成25年度は36件の報告がありました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。従って、未然防止が重要であり、いじめは対人関係における問題であることから、児童生徒同士の心の結びつきを深め、好ましい人間関係をはぐくむ教育活動を進めることを重視する必要があります。また、いじめは、絶対に許されない行為であることを踏まえ、いじめられている児童生徒を最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然とした指導をしていくことも重要であります。

そのためには、花巻市民がいじめの実態や課題等を共有するとともに、社会全体でいじめを許さない風土をつくっていかねばなりません。

そこで、花巻市は、平成26年12月にいじめ防止対策推進法（平成25年度法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「花巻市基本方針」という。）を策定しました。

これに基づき、これまで花巻市では、いじめに関する防止や積極的な認知、迅速な対応を推進してきましたが、平成29年3月に「国の基本方針」が改定されたことに基づき、花巻市では「花巻市基本方針」の内容や取組の見直しを図り、いじめの防止やいじめへの対応を一層充実させることを目的に、花巻市基本方針を改定しました。

## 第1章 「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめについては、法第2条において次のように定義されている。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 2 「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」基本理念

当市では、児童生徒一人一人が健やかに成長できる環境づくりをとおり、心豊かで国際的視野をもち、夢と志にあふれた活力ある人間を育成することを目指している。いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える問題であることから、次のとおり基本理念を定める。

- (1) いじめは、「全ての児童生徒、全ての学級、全ての学校で起こり得る」ものであり、「告げ口をしたらもっといじめられる」、「いじめを知られることは屈辱的で恥ずかしい」等の心理が、いじめを潜在化させることを自覚し、学校組織として、未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。
- (2) 児童生徒の成長上、友達や級友等とのトラブルの発生は避けられない。しかし、対等な関係にないトラブルについてはいじめにつながるおそれがあり、いじめられている児童生徒側に立ち、守りとおすとともに、いじめる側の児童生徒については、関係機関と連携し毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (3) いじめの未然防止、早期発見、早期解決のためには、自他のよさや可能性を多様な視点でとらえさせ、互いの存在を認め合うことにより、自己肯定感や自己有用感を児童生徒にもたせることが肝要である。そのために、授業づくり、集団づくり等を重視する。
- (4) 学校生活を安心して送るための推進者であることを児童生徒自身が自覚し、いじめを行わず、いじめを放置しない学校の実現に向け、児童生徒が主体になり多様な取り組みを実施する。
- (5) いじめのない社会を実現するために、教育委員会、学校、保護者、地域、児童生徒など、花巻市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ協力的に行動する。

### 3 「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」策定の目的

郷土を代表する偉人の一人の宮沢賢治は、その著書「農民芸術概論綱要」において、「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」と記している。いじめの問題により児童生徒が自らの命を絶つこと等は、本人はもとより、家族、地域、学校関係者等にとって、幸福の対極となる出来事である。

「花巻市基本方針」を踏まえ、花巻市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ協力的に行動し、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

### 4 いじめの防止等に向けた方針

いじめの防止等のためには、社会全体がいじめのない風土づくりに努めなければならない。また、いじめが起きた時には早期に適切な対応を行うことが重要である。そのために、市全体で児童生徒を支え、見守り、育てる必要がある。

#### (1) 市として

- ① いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、必要な施策を策定、実施する。
- ② 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめの報告を受けたときは、学校と連携し、迅速に必要な措置を講ずる。
- ③ いじめに関する相談体制の充実に努めるとともに、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携強化などの体制整備を講ずる。

#### (2) 学校として

- ① いじめは、どの学級、どの学校、どの児童生徒にも起こり得ることを自覚し、日常的に児童生徒のよさや変化について共通理解を図り、いじめの未然防止に努めるとともに、早期発見、早期解決を図る体制を構築する。
- ② 児童生徒の実態を的確に捉えながら学校の教育活動を展開し、児童生徒のよさや可能性の伸長に努める。
- ③ いじめを許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明するとともに、いじめの問題については、学校長のリーダーシップのもと組織的に対応する。
- ④ 児童生徒に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、個人情報に配慮しながら学校全体として児童生徒一人一人の状況の把握に努める。
- ⑤ 児童生徒が主体となっていじめのない学校づくりの意識を育むため、発達段階に応じたいじめ防止等に取り組む児童生徒中心の活動を指導、支援する。

### (3) 保護者として

- ① 子が、いじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、日常から何でも話せる環境を大切にし、いじめにかかわる悩みや話題等があった場合は、よりよい解決に向けて助言するとともに、一人で抱え込まず相談するよう働きかける。
- ② いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときには、速やかに学校や教育委員会等に相談または連絡する。

### (4) 児童生徒として

- ① いじめのない学級や学校の実現のため、いじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたり、友だち、先生、保護者等に相談したりする。
- ② いじめのない学級・学校づくりのために、児童会・生徒会活動等とおし、いじめ防止に向けた取組を主体的、積極的に行う。

### (5) 地域、関係機関として

- ① 普段から学校と連携していじめの防止に努めるとともに、いじめの兆候等が見られるときは、速やかに、学校、教育委員会等に情報提供を行う。
- ② それぞれの役割を認識し、情報を共有しながら、いじめの防止等に努める。

## 第2章 いじめ防止等のために市が実施する施策

### 1 いじめ防止等のための組織等

#### (1) いじめ問題対策連絡協議会の設置

花巻市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）は、いじめ防止等の対策を実行的に行うために、いじめ問題対策連絡協議会を設置する。構成員は、学校関係者、教育委員会、警察、中部教育事務所、この他必要に応じて、医師や弁護士、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識及び経験を有する者とする。

#### (2) いじめ問題調査委員会の設置

教育委員会は、必要が認められる場合、調査組織として教育委員会、警察、弁護士、医療関係者、教育相談員等、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した調査機関を設置する。

調査機関の主な機能については、以下のとおりである。

- ① 各小・中学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。
- ② 各小・中学校におけるいじめの事案について、設置者である教育委員会が、設置する学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

## 2 学校支援のための取組

### (1) 相談体制の整備及び相談窓口の周知

教育委員会は、いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制の整備及び相談窓口として、教育委員会における生徒支援員や総合教育センターにおける教育相談等を周知するとともに、教育委員会における支援体制として、生徒支援員や教育相談員を配置して学校訪問や教育相談を行う。

### (2) 実態把握の推進

教育委員会は、各学校における定期的なアンケート調査や個人面談の実施などの取組状況を把握・点検するとともに、教員向けの指導資料やチェックリストの配布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。

### (3) 教職員の取組支援

#### ① いじめの防止等に係る研究及び成果の周知

教育委員会は、花巻市教育研究所の機能を生かし調査研究等を行い、いじめの防止等に関する研究成果の周知を図る。

#### ② いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進

教育委員会は、いじめ問題に係る研修や児童生徒のいじめ問題の改善に向けた自主的な取組を交流する場等を設定し、いじめへの対応力の向上を図る。

### (4) インターネットを通して行われるいじめの防止等

教育委員会は、携帯電話（スマートフォン等を含む）やインターネットに係る情報モラルに関する研修を実施し指導の充実・改善を図る。

ネットパトロール等に取り組み、知り得た情報等を各校に伝える。

### (5) 校内研究会の充実

教育委員会は、日々の観察や生徒指導の充実が、いじめの防止等への最善の策であるとならえ、校内研究会や情報交換会などいじめの防止等に関する研修会等を複数回位置付けることを奨励し、講師派遣等により指導助言する。

## 3 保護者・地域支援のための取組

### (1) 相談窓口の周知

教育委員会は、児童生徒や保護者が悩みを相談できるよう、教育委員会・教育相談室、県の「24時間子供SOSダイヤル」や総合教育センターにおける教育相談窓口、県福祉総合相談センター児童家庭課、法務局、県警察本部等の周知を図る。

## (2) 広報紙による情報提供

教育委員会は、生徒指導広報「はなまき」を配布し、いじめ等についての情報提供を行うことにより、保護者や地域と協働していじめ防止に取り組む。

## (3) 保護者、地域の学校運営への参画

教育委員会は、花巻市PTA連合会や教育振興推進協議会、生指連及び学校評議員と学校が課題を共有し、地域ぐるみで課題を解決する取組を推進する。

# 4 関係部局及び関係機関との連携

## (1) 警察等との連携

### ① スクールサポーター等との連携

教育委員会は、学校の状況に応じてスクールサポーター等の効果的な活用を図る。

### ② 花巻市小学校・中学校・高等学校生徒指導連絡協議会との情報共有

教育委員会は、会議の定期的な開催を通し、児童生徒の状況と対策について協議する。

## (2) 岩手県福祉総合相談センターとの連携

### ① サポート会議の開催

教育委員会及び学校は、児童生徒の状況や対策等について協議し、関係機関と連携した支援の充実を図る。

### ② 岩手県福祉総合相談センター、福祉部局等との連携強化のための協議

教育委員会は、関係機関と連携する際の手順等をまとめたマニュアルを作成する。

## (3) 法務局との連携

教育委員会は、いじめに関する相談窓口の周知や人権擁護委員と連携した啓発活動を行う。

## (4) いじめ防止活動に関わる連携

教育委員会は、校長会、花巻市PTA連合会、教育振興推進協議会等と連携していじめの防止活動を推進する。

# 第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校は、学校の実情に応じ、学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。(以下「学校基本方針」という。)

(2) 学校基本方針の内容は、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、教職員の資質能力向上を図る校内研修等、いじめの防止全体に係るものであるものとし、年間を通じた活動が具体的に記載されるものとする。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニユア



ル（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）を定め、活用を図ることとする。

- (3) 策定した学校基本方針については、学校のホームページ等を通し、保護者等に公開するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

- (1) 学校は、学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。
- (2) 当該組織の構成員は、管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、学校の実情に応じて決定する。必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察関係者など部外専門家が参加しながら対応する。
- (3) 当該組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

学校としては、学校基本方針やマニュアル等において、下記の主な役割を確認するとともに、対応の手順および内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておくものとする。

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。
- ② いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
- ③ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ④ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、および児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ⑤ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施する役割。
- ⑥ 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。
- ⑦ 年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。
- ⑧ 学校基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）。

### 3 いじめ防止等のための取組

#### (1) 未然防止に向けて

- ① 人間にはよさや違い、可能性があることを、授業を中心に学校教育活動全体を通して理解させる。
- ② 道徳及び特別活動を中心に、全ての教育活動を通し規範意識の醸成や集団づくりに努める。
- ③ いじめの問題を児童生徒が自分のこととしてとらえ、自発的・主体的に活動、解決に向けた取組ができるよう、学校の教職員は継続的に児童会・生徒会活動への支援を図るとともに、生徒が主体的に判断し、報告や相談ができるように環境を整え支援する。
- ④ いじめに対してのアンテナを高くもち、いじめの問題への取組を定期的に点検し、心の通う教育実践の改善充実を図る。
- ⑤ いじめの問題に係る教職員研修の充実や相談体制の整備、相談窓口の周知を行う。
- ⑥ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

#### (2) いじめの早期発見に向けて

- ① けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、背景にある事情の調査からいじめに該当するか否かを判断する。
- ② いじめの疑いに関する情報を共有し、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は個人で判断せずただちに当該組織に報告・相談し、組織的に対応する。また、いじめの情報を適切に記録する。
- ③ 校長、副校長、生徒指導主事、学級担任等の役割を明確にしなが、日常的な児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ④ 児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、児童生徒の言動に注意し、職員室内での情報交換を密にする。
- ⑤ 年間指導計画に位置付けて、年3回以上の定期的なアンケート調査や教育相談等を実施することにより、児童生徒や保護者等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### (3) いじめを認知した場合の基本的対処（事案対処）

- ① いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、迅速に当事者と加害者から、具体的な言動について事実確認をする。また、調査後はすみやかに組織へその結果を報告し情報共有する。
- ② 該当児童生徒の担任等のみでいじめ問題を処理・対処することのないよう、学校全体で「組織」を活用して対応する。
- ③ 校長をリーダーとし、いじめと認知した時点から早期に、関係者で対応を協議する。（視

点：可能な範囲での複数教員による事実確認、今後の指導方針及び対応、組織体制、被害児童生徒及び教えてくれた児童生徒の安全確保等)

④ 「いじめの定義」に基づき、以下の場合にはただちに教育委員会に口頭にて報告する。それを受け、学校と教育委員会で対応を検討する。

- ・重大事態に発展する可能性が予見される場合
- ・いじめにかかわる問題と認知してから、ある程度の時間を要しても解決に至っていない場合
- ・当事者間や関係する児童生徒の間で、指導及び対応に困難さが予見される場合
- ・その他

⑤ 校長は、事実に基づき児童生徒や保護者に説明する。

⑥ いじめる児童生徒には、毅然とした態度で、事実に基づいて行為の善悪を理解させ、反省及び謝罪をさせる。

⑦ 法を犯す行為については、ただちに警察等に連絡し協力を求める。

⑧ いじめの解消については、少なくとも次の2つの要件が満たされたものであるものとする。ただし、次の2つの要件を満たしていても、いじめの被害の重大性や個別の状況、組織の判断によっては、より長期の期間を設定し、継続して注視するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認することとする。

#### (4) その他

① いじめ防止を考える日

毎年6月1日を「いじめ防止を考える日」とし、各学校、地域において、児童生徒が主体的にいじめを防止するための取組を行う。

② 学校評価について

学校評価の中に、いじめ防止等のための項目（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処の実施、定期的なアンケートの実施、個人面談等の実施、校内研修の実施等）を入れ評価することにより、いじめ防止対策の充実を図る。

### ③ 重大事態への対処

「第4章 重大事態への対処 1 重大事態のとりえ」を踏まえ、いじめられている児童生徒の生命及び安全の確保を最優先に、迅速に対応する。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態のとりえ

重大事態とは、法28条第1項で次のように定義されている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

①については、例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に傷害を負った場合
- 金品等に被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

②については、いじめが欠席の要因として疑われ、精神的に不安定な状況にある場合。

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

### 2 重大事態への対応

#### (1) 報告について

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、ただちに教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会は、市長に報告をする。

#### (2) 調査を行うための組織

- ① 教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに、その下に組織を設け、当該重大事態に係る公平・中立な調査を行う。
- ② 状況により、「いじめ問題調査委員会」が調査を行う。
- ③ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。

### (3) 調査の実施について

- ① 本調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。
- ② 学校または教育委員会が主体となり調査を実施するが、その際、客観的な事実関係を速やかに調査することとし、因果関係の特定については慎重を期することとする。学校が主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、適切な支援を行う。

#### ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒を守ることを最優先とし調査を実施する（調査により、被害児童生徒の学校復帰が阻まれることのないように配慮すること）。
- ・聞き取り調査に当たっては、いじめられた児童生徒の事情や心情、状況等にあわせて十分に行い、継続的なケアや落ち着いた学校生活、学習ができるよう支援する。
- ・明らかになった事実関係をもとに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

#### イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- ・当該保護者と今後の調査について協議し、調査を行う。

#### ウ いじめている児童生徒への対応

- ・本人のおかれている状態を理解する。
- ・自分の行った行為について深く反省させる。
- ・相手の気持ちを理解させる。
- ・いじめの動機をつかむ。

#### エ 留意事項

- ・児童生徒の自殺が起こった場合の調査については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しながら、死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに配慮しながら行う。調査に当たっては「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成26年7月1日付文部科学省初等中等教育局長発26文科初第416号）を踏まえ行うものとする。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮のうえ、事実を確認した内容のみ提供する。なお、初期の段階で、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

#### (4) 調査結果の報告

① 教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者等に対して、適時、適切な方法で説明する。

その際、教育委員会または学校は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、必要に応じて公表する。

② 教育委員会は、調査結果を市長に報告する。

#### (5) 再調査及び措置

① 調査の結果を受けた市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態の発生の防止のための必要があると認めるときは、再調査を行う。

② 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の重大事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。なお、再調査を実施したときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長が調査結果を議会に報告する。

#### (6) いじめの解決について

教育委員会は、いじめによる重大事態等が発生した場合、状況に応じて被害者、加害者の双方に対して、学校、保護者、関係機関と連携しながら、いじめ問題の解決に向けた取り組みを実施する。

- ・ 被害児童生徒へのケアや加害児童生徒への指導、保護者を交えた話し合いの場の設定等を行い、双方の納得を得る。
- ・ 児童生徒の日頃の様子を観察したり、面談などを行ったりした結果、通常の生活に戻ったと考えられる場合に解決とする。

### 3 留意事項

(1) この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対峙や同種の事態の発生防止を図るために行う。

## 第5章 その他

### 1 いじめ防止等のための対策に関する事項

教育委員会は、いじめの防止等に関する施策や学校の取組、重大事態の対処等、本基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。